明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

令和元年
11月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第一二三号から第一四二号まで
号外　第一五〇号から第一七三号まで
　　特第一九号から特第二三号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
◇1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
◇2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

法律

		日	号外	ページ
五一	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	二	166	六
五二	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	二	166	四四
五三	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律	二	166	四五
五四	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律	二	166	四五
五五	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	二	166	五四
五六	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律	二	166	五六
五七	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	二七		二
五八	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	二九	171	三
五九	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	二九	171	三
六〇	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律	二九	171	四

政令

		日	号外	ページ
一四二	令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	一		二
一四三	令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令	一	三	三
一四四	法人税法施行令の一部を改正する政令	一	三	三
一四五	特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	七	153	三
一四六	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令	七	153	三
一四七	国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	七	153	四
一四八	樹木採取権登録令	七	153	四
一四九	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	七	153	一〇
一五〇	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	七	153	一一
一五一	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	七	153	一二
一五二	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	七	153	一二
一五三	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令	七	153	一二
一五四	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	七	153	一二
一五五	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令	七	153	一三
一五六	地方自治法施行令等の一部を改正する政令	八	155	二
一五七	地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令	一三		二
一五八	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の施行期日を定める政令	一三		二
一五九	地方自治法施行令の一部を改正する政令	一五		二
一六〇	電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一五		二
一六一	電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	一五		三
一六二	電波法関係手数料令の一部を改正する政令	一五		三
一六三	シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令	一五		三
一六四	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令	二二	166	五七
一六五	古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	二二	166	五七
一六六	古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令	二二	166	五七
一六七	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令	二二	166	五八
一六八	輸出貿易管理令の一部を改正する政令	二二	166	五八
一六九	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令	二二	166	五八
一七〇	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日を定める政令	二九	171	七